

金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の対応状況について
 金融円滑化法の期限到来後も引続き条件変更等のご相談に取組んでおります。取組み状況についてご報告いたします。

○中小企業者への貸付条件の変更等の対応状況について

・貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（借附者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	H25年 6月末	H25年 9月末	H25年 12月末	H26年 3月末	H26年 6月末	H26年 9月末	H26年 12月末	H27年 3月末	H27年 6月末	H27年 9月末	H28年 3月末	H28年 6月末	H28年 9月末	H29年 3月末	H29年 6月末	H30年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数																
うち、実行に係る貸付債権の数	553	566	580	609	610	625	654	647	666	668	683	707	720	750	772	
うち、前払に係る貸付債権の数	616	623	640	649	664	685	688	693	693	621	636	666	673	702	724	
うち、審査中の貸付債権の数	7	7	7	9	10	10	10	10	13	13	13	13	13	14	14	
うち、返済済に係る貸付債権の数	2	7	4	2	7	1	5	3	7	1	2	5	1	0	0	
	39	39	29	23	29	29	31	33	33	33	33	34	34	34	34	

- ※1 本表は平成21年12月4日から各期末までに申込みを受けた貸付条件の変更等の貸付債権の累計額を記載したものであり、中小企業円滑化法が終了した平成26年4月1日以後の申込を受けた貸付条件の変更等の貸付債権の件数が含まれています。
- ※2 前払には、申込日より3ヶ月を経過したものの、継続審査中である「みなし前払」を含んでおります。
- ※3 平成27年9月末では四半期毎の累計額を記載していましたが、平成28年3月から半期毎の累計額を記載しています。

○住宅資金借入者への貸付条件の変更等の対応状況について

・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（貸借者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	H25年 6月末	H25年 9月末	H25年 12月末	H26年 3月末	H26年 6月末	H26年 9月末	H26年 12月末	H27年 3月末	H27年 6月末	H27年 9月末	H28年 3月末	H28年 6月末	H28年 9月末	H29年 3月末	H29年 6月末	H29年 9月末
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	34	35	36	38	40	42	42	43	44	44	44	45	45	45	46	46
うち、実行に係る貸付債権の数	33	34	34	36	36	38	38	38	39	39	39	40	40	40	41	41
うち、新給に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	2	1	11	1	1	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4

- ※1. 本表は平成21年12月4日から各期末までの申込を受けた貸付の条件の変更等の貸付債権の累計額を配賦したものであり、中小企業円滑化法が終了した平成25年4月1日以降の申込を受けた貸付の条件変更等の貸付債権の件数が含まれています。
- ※2. 新給には、申込日より3ヶ月が経過したものの、延滞発生中である「みなし新給」を含んでおります。
- ※3. 平成27年9月までは四半期毎の係数を記載していましたが、平成28年3月からは半期毎の計数を記載しております。